

かごしまコンパクトなまちづくりプラン (立地適正化計画)

届出の手引き

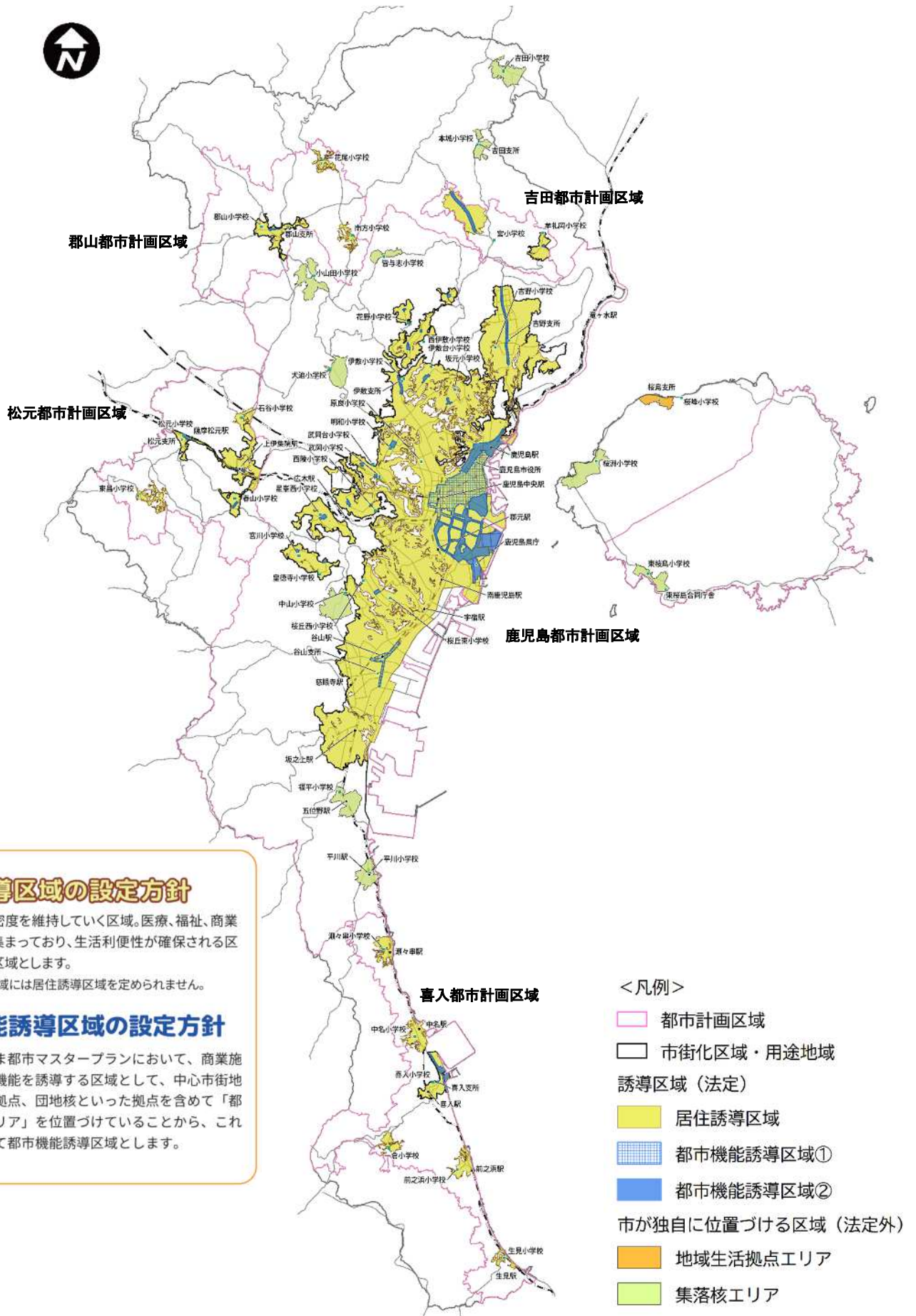


平成 29 年 3 月 (初版)
令和 6 年 3 月 (改定版)

鹿児島市都市計画課

1 かごしまコンパクトなまちづくりプランの概要

(1) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域



(2) 誘導施設

□都市機能誘導区域①

- 物品販売業を営む店舗（※床面積 1,000 m²以上）
（ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする）
- 地域医療支援病院（医療法に基づく）
- 本店機能を有する銀行等
（銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関）

□都市機能誘導区域②

- 物品販売業を営む店舗（※床面積 1,000 m²以上 10,000 m²未満）
（ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする）
- 地域医療支援病院（医療法に基づく）

※ 「床面積」

建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積



2 届出制度概要

(1) 目的

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発などの動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きなどを、市が把握することを目的としています。

(2) 運用開始

届出は、平成 29 年 3 月 31 日（都市再生特別措置法第 81 条第 15 項の規定に基づき、かごしまコンパクトなまちづくりプランを公表する日）から必要になります。

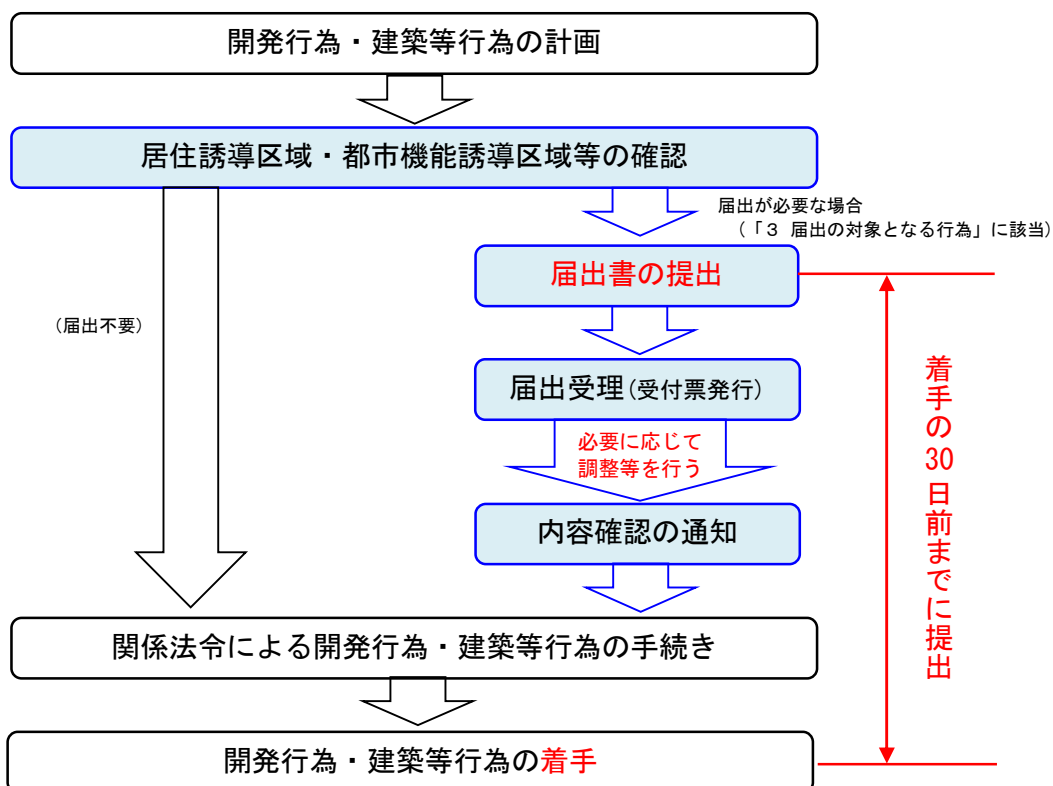
※令和 6 年 3 月のプラン改定に伴い、誘導施設・都市機能誘導区域を変更しています。

(3) 届出・相談窓口

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課（本庁 東別館 7 階）

TEL：099-216-1378

(4) 届出の手続き



☆ 届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請(都市計画法第 32 条に基づく事前協議申出)や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。
また、事前のご相談もご検討ください。

(5) 届出に対する市の対応

届出を受理した後、届出内容を確認して、副本に通知書を添えて返却します。

ただし、届出内容のとおり行為が行われると、何らかの支障が生じると判断した場合は、調整等を行うことがあります。

(6) その他留意事項

- 虚偽の届出や、届出をしないで届出が必要となる開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定が適用されることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）
- 「開発行為」とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」のことをいいます。
なお、「区画形質の変更」については、鹿児島市宅地開発技術指針 3-1-3で定めるもので、面積要件は除いたものとします。（例えば、区域区分のない都市計画区域（非線引き都市計画区域）で、区画の変更を伴った 2,000 m²の届出対象の開発を行う場合、開発行為に該当します。この場合、開発許可は要しませんが、届出が必要となります。）



3 届出の対象となる行為

(1) 住宅開発等に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、**着手の30日前まで**に市長への届出が必要となります。(法第88条第1項)

要 …届出が必要な行為

不要 …届出を要しない行為

【開発行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

例

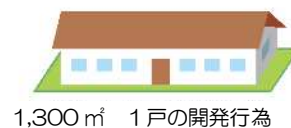
①の例示

要



②の例示

要



不要



【建築等行為】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

例

①の例示

要



不要



※ 「住宅」とは、**戸建て住宅、共同住宅及び長屋**等の用に供する建築物をいい、**寄宿舍や老人ホームは含みません。**

(2) 誘導施設の整備に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、

- ・都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合(P7 参照)
 - ・設定外の誘導施設について、都市機能誘導区域内で、以下の行為を行おうとする場合(P8 参照)
- 着手の30日前まで**に市長への届出が必要となります。(法第108条第1項)

要

…届出が必要な行為

不要

…届出を要しない行為

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

例

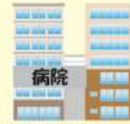
立地適正化計画区域 (=都市計画区域) ※法定

居住誘導区域

要



物販店舗 (1,000m² 以上)



地域医療支援病院



本店機能を有する銀行等

都市機能誘導区域①

誘導施設

- 物品販売業を営む店舗 (床面積 1,000m² 以上)
- 地域医療支援病院
- 本店機能を有する銀行等

不要



物販店舗 (1,000m² 以上)



地域医療支援病院



本店機能を有する銀行等

都市機能誘導区域②

誘導施設

- 物品販売業を営む店舗 (床面積 1,000m² 以上 10,000m² 未満)
- 地域医療支援病院

要



物販店舗 (10,000m² 以上)



本店機能を有する銀行等

不要



物販店舗 (1,000m² 以上 10,000m² 未満)

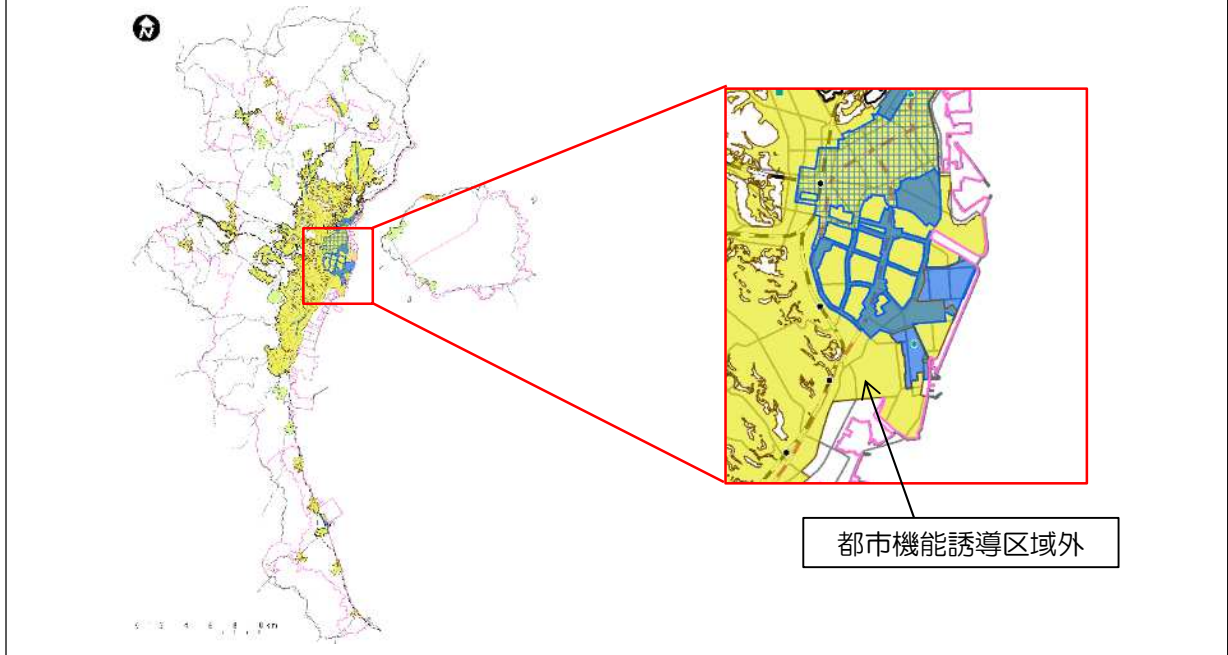


地域医療支援病院

※ 「床面積」…建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積
 ※ 都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従います。

【誘導施設の整備に関する届出の具体例（I）】

（I）都市機能誘導区域外の区域に、店舗面積3,000㎡の商業施設を新築する場合



★届出が**必要**になります。

都市機能誘導区域①や都市機能誘導区域②の誘導施設は、以下のとおり、「店舗面積 1,000 ㎡以上の物品販売業を営む店舗」を設定しています。
これらの区域外である都市機能誘導区域外で、店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設を新築するため、届出が必要となります。

誘導施設

□都市機能誘導区域①

- 物品販売業を営む店舗（※床面積 1,000 ㎡以上）
- 地域医療支援病院（医療法に基づく）
- 本店機能を有する銀行等

□都市機能誘導区域②

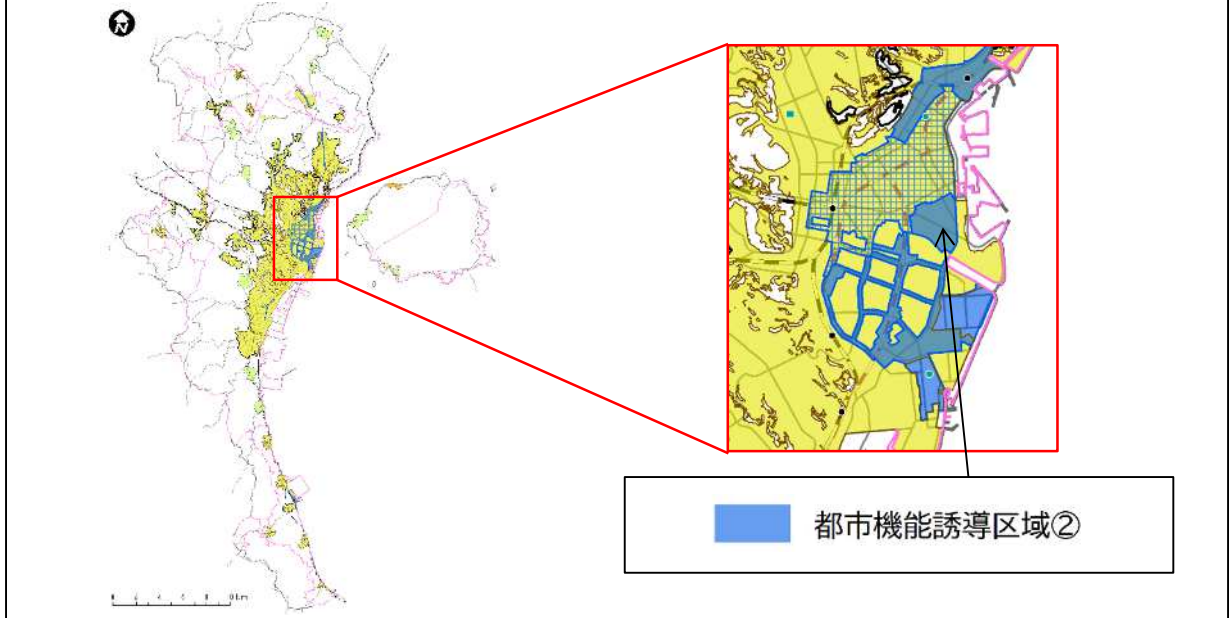
- 物品販売業を営む店舗（※床面積 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満）
- 地域医療支援病院（医療法に基づく）

※ 「床面積」

建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積

【誘導施設の整備に関する届出の具体例(Ⅱ)】

(Ⅱ) 都市機能誘導区域②の区域に、
床面積 10,000 m²を超える物品販売業を営む店舗を新築する場合



★届出が**必要**になります。

都市機能誘導区域②の誘導施設は、以下のとおり、
「物品販売業を営む店舗 1,000 m²以上 10,000 m²未満」を設定しており、床面積 10,000 m²を超える店舗は誘導施設に含まれません。(都市機能誘導区域①の誘導施設に該当)
都市機能誘導区域②に設定外の誘導施設を新築するため、届出が必要となります。

誘導施設

□都市機能誘導区域①

- ・物品販売業を営む店舗 (※床面積 1,000 m²以上)
- ・地域医療支援病院 (医療法に基づく)
- ・本店機能を有する銀行等

□都市機能誘導区域②

- ・物品販売業を営む店舗 (※床面積 1,000 m²以上 10,000 m²未満)
- ・地域医療支援病院 (医療法に基づく)

※ 「床面積」

建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積

4 届出の書類等

(1) 住宅開発等に関する届出

届出対象 行為	開発行為の場合	建築等行為の場合
	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出様式	様式－1	様式－2
添付書類	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上) ② 設計図(縮尺 1/100 以上) ③ その他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ① ・付近見取り図 ② ・立面図(宅地分譲の場合は不要) ・各階平面図(宅地分譲の場合は不要) ③ ・土地利用計画図又は配置図 ・求積図(開発区域の面積)	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上) ② 住宅等の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺 1/50 以上) ③ その他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ① ・配置図 ② ・立面図(2面以上) ・各階平面図 ③ ・付近見取り図 ・求積図(敷地面積)
届出部数	2部(正本・副本)	

注 1) 届出内容の変更

上記の届出内容を変更する場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出(様式－3及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類)が必要となります。(都市再生特別措置法第88条第2項)

注 2) 届出を要しない軽易な行為

住宅等(3戸以上の住宅)で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、建築物を改築し、又はその用途を変更してこれらの住宅等とする行為については、届出を要しない場合があります。(都市再生特別措置法第88条第1項ただし書き)

注 3) 居住誘導区域内外の一体的な土地利用の場合

居住誘導区域内外で一体的な土地利用による上記の届出対象行為を行う場合、開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、届出が必要になります。

(2) 誘導施設の整備に関する届出

届出対象 行為	開発行為の場合	建築等行為の場合
	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
届出様式	様式－４	様式－５
添付書類	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1,000以上) ②設計図(縮尺1/100以上) ③その他参考となる事項を記載した図書	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ①敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上) ②建築物の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺1/50以上) ③その他参考となる事項を記載した図書
	【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ①・付近見取り図 ②・立面図 ・各階平面図 ③・土地利用計画図又は配置図 ・求積図(開発区域の面積)	【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ①・配置図 ②・立面図(2面以上) ・各階平面図 ③・付近見取り図 ・求積図(敷地面積) ・求積図(届出施設が物品販売業を営む店舗のときのみ)
届出部数	2部(正本・副本)	

注1) 届出内容の変更

上記の届出内容を変更する場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出(様式－6及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類)が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第2項)

注2) 届出を要しない軽易な行為

かごしまコンパクトなまちづくりプランに記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない場合があります。(都市再生特別措置法第108条第1項ただし書き)

注3) 都市機能誘導区域内外の一体的な土地利用の場合

都市機能誘導区域内外で一体的な土地利用による上記の届出対象行為を行う場合、開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域外の場合は、届出が必要になります。

(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇 年 6 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに届出
 (宛先) 鹿児島市長
 届出者住所 鹿児島市▽▽町〇-〇
 氏名 株式会社鹿児島市
 代表 鹿児島 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	鹿児島市 〇〇町 ◇◇ 番 (外〇〇筆)
	2 開 発 区 域 の 面 積	3, 0 0 0 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	〇〇 年 7 月 1 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	〇〇 年 1 1 月 3 0 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) 1 0 区画 鹿児島市△△町〇-〇 (代理人連絡先) 株●●設計 担当: ☆☆ 電話: 0 9 9 - ■■■■ - ■■■■

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>住宅等の新築</p> <p>建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> <p>〇〇年 6 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに届出</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p>届出者住所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇 氏名 鹿児島 花子</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) 鹿児島市 □□ 町 ◇◇ 番 (地目) 宅地 (面積) 900 m²</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p>共同住宅</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) 〇〇年 7 月 1 日 (完了予定年月日) 〇〇年 10 月 30 日 (戸数) 10 戸</p> <p>鹿児島市△△町〇-□ (代理人連絡先) (株)●●設計 担当：☆☆ 電話：099-■■■■-■■■■</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行為の変更届出書

〇〇年 6月 15日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市▽▽町〇-〇

氏名 株式会社鹿児島市

代表 鹿児島 太郎

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

着手日の30日前までに届出

記

1 当初の届出年月日

〇〇年 6月 1日

(当初受付番号: 第29居-開-〇号)

2 変更の内容

・住宅用区画数の変更 (10区画 ⇒ 9区画)

3 変更部分に係る行為の着手予定日

〇〇年 7月 15日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

〇〇年 11月 30日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇年 6 月 1 日
(宛先) 鹿児島市長

← 着手日の 30 日前までに届出

届出者住所 **鹿児島市▽▽町〇-〇**

氏名 **株式会社鹿児島市**

代表 **鹿児島 太郎**

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	鹿児島市 〇〇町 ◇◇ 番 (外〇〇筆)
	2 開 発 区 域 の 面 積	6, 000 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	物品販売業を営む店舗 (床面積: 2, 000㎡)
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	〇〇 年 7 月 1 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	〇〇 年 1 月 30 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の 用途がある場合 飲食店 (床面積: 200㎡) その用途と面積) 鹿児島市△△町〇-〇 (代理人連絡先) (株)●●設計 担当: ☆☆ 電話: 099-■■■■-■■■■

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>〇〇 年 6 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに届出</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p>届出者住所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇</p> <p>氏名 鹿児島 花子</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) 鹿児島市 □□ 町 ◇◇ 番</p> <p>(地 目) 宅 地</p> <p>(面 積) 6, 000 m²</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	<p>物品販売業を営む店舗 (床面積 : 2, 000 m²)</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) 〇〇 年 7 月 1 日</p> <p>(完了予定年月日) 〇〇 年 11 月 30 日</p> <p>(誘導施設以外の用途がある場合 事務所 (床面積 : 50 m²) その用途と面積)</p> <p>鹿児島市△△町〇-□</p> <p>(代理人連絡先) (株)●●設計 担当 : ☆☆</p> <p>電話 : 099-■■■■-■■■■</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行 為 の 変 更 届 出 書

〇〇 年 6 月 15 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇

氏名 鹿児島 花子

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

着手日の 30 日前までに届出

記

1 当初の届出年月日

〇〇 年 6 月 1 日

(当初受付番号: 第 29 都-建-〇号)

2 変更の内容

・土地の面積の変更 (6,000㎡ ⇒ 5,800㎡)

3 変更部分に係る行為の着手予定日

〇〇 年 7 月 15 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

〇〇 年 11 月 30 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

〇〇年 10 月 1 日

鹿児島市長 殿

届出者 住 所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇
氏 名 株式会社鹿児島市
代表 鹿児島 太郎

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、
下記により届け出ます。

記

休止日の 30 日前までに届出

- 1 (休止) (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称：■■■
用 途：物品販売業を営む店舗 (床面積：3,000㎡)
所在地：鹿児島市〇〇町△△
- 2 (休止) (廃止) しようとする年月日
〇〇年 1 月 1 日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
〇〇年 1 月 1 日 ~ 〇〇年 9 月 1 日
- 4 (休止) (廃止) に伴う措置
 - (1) (休止) (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
休止中は倉庫として使用
 - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

**記入例7
(廃止)**

誘導施設の休廃止届出書

〇〇年10月1日

鹿児島市長 殿

届出者 住所 **鹿児島市◇◇丁目〇-〇**
氏名 **株式会社鹿児島市**
代表 鹿児島 太郎

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・**廃止**)について、下記により届け出ます。

記

廃止日の30日前までに届出

- 1 休止 (**廃止**) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名称: ■■■
 用途: **物品販売業を営む店舗 (床面積: 2,000㎡)**
 所在地: **鹿児島市〇〇町△△**
 - 2 休止 (**廃止**) しようとする年月日
〇〇年11月1日
 - 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 4 休止 (**廃止**) に伴う措置
 - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止 (**廃止**) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
建築物は取り壊し
除却予定時期: 〇〇年●●月〇〇日
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

参考資料（届出様式）

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開 発 行 為 届 出 書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) (代理人連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 </p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) (地 目) (面 積)</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸 数) (代理人連絡先)</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所
氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)

開 発 行 為 届 出 書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の用途がある場合 その用途と面積) (代理人連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> } { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) (地 目) (面 積)</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着手予定年月日) (完了予定年月日)</p> <p>(誘導施設以外の用途がある場合 その用途と面積)</p> <p>(代理人連絡先)</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 鹿児島市長 殿

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称：
用 途：
所在地：
- 2 休止(廃止)しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。



○お問い合わせ先○

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課 (本庁 東別館 7階)

〒892 - 8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号

TEL : 099-216-1378

FAX : 099-216-1398

E-mail : toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp